

地方公務員の自宅に係る住居手当について

全地方公共団体の7割以上の団体（1,335団体／1,789団体、74.6%）が、自宅に係る住居手当を廃止している。

国においては、平成21年に自宅に係る住居手当が廃止されており、総務省としては、地方公共団体においても、廃止を基本とした見直しを行うことを助言している。

自宅に係る住居手当の状況（平成25年4月1日時点）

区 分	制度がない団体	制度が残っている団体	区分別 団体数
全 団 体	1,335団体 (74.6%)	454団体 (25.4%)	1,789団体
都道府県	45団体 (95.7%)	2団体 (4.3%)	47団体
指定都市	10団体 (50.0%)	10団体 (50.0%)	20団体
市町村	1,280団体 (75.3%)	419団体 (24.7%)	1,699団体
特別区	0団体 (0.0%)	23団体 (100%)	23団体

※割合は、区分別団体数に対するものである。

※「制度がない団体」には経過措置を設けている団体も含む。

地方公務員法の一部を改正する法律について (配偶者同行休業制度)

総務省

公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度（配偶者同行休業制度）を創設するもの

経緯・理由

・日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）

「女性の採用・登用の促進や、男女の仕事と子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組む」こととされ、その具体策の一つとして「配偶者の転勤に伴う離職への対応」が掲げられた。

・人事院の意見の申出（平成25年8月8日）を受け、国家公務員について、配偶者同行休業制度を創設するための法律案を検討

⇒ 地方公務員についても、公務員の休業に関する制度として国と地方の権衡を図る観点から配偶者同行休業制度を設ける。

概要

(1)休業の事由

職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にすること

(2)休業の申請及び承認

任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該休業を承認することができる

(3)休業の期間

3年を超えない範囲内において条例で定める期間
(当該期間の範囲内であれば1回の延長可)

(4)休業の効果

職を保有するが職務に従事せず、給与は支給しない

(5)施行日

平成26年2月14日

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

〔平成二十五年六月十三日
参議院総務委員会〕

一、今回の改正により高齢層職員の士気や意欲の低下を招くことのないよう、改正後の昇給制度の適切な運用を図るとともに、公務員の高齢期の雇用問題について十分な配慮を行うこと。

二、平成二十五年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、再任用を希望する職員の雇用と年金の接続を確実に行うこと。その際、現在、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律により、厳しい給与減額支給措置が講じられており、特に高齢層職員が若年層職員と比較して相対的に厳しい給与減額支給措置を受けている状況にあることにも配慮し、再任用職員の給与の適正な水準の在り方について検討を行うこと。

三、雇用と年金の接続のための措置については、国家公務員制度改革基本法第十条第三号の規定を踏まえ、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が六十二歳とされる時期に向けて、人事院の「定年を段階的に六十五歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえ、その具体化について検討を行うこと。

四、国家公務員制度改革基本法に基づき公務員制度改革に係る法制上の措置を講ずること。

五、公務員の臨時・非常勤職員については制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件が確保できるよう配慮すること。

右決議する。

臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等に関する通知

(「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」(平成21年4月24日付通知))

I 臨時・非常勤職員の任用等について

1 任用根拠の明確化等

- 任用に当たっては、職務内容や勤務形態等に応じて、任用根拠を明確にし、勤務条件を本人に明示。任期は、原則1年以内。
- 特別職の非常勤職員については、職務の内容が一般職の職員と同一と認められるような職や、勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高い職については、特別職として任用することが妥当なのかという点について検証すべき
- 一般職の非常勤職員については、任期を限った任用を繰り返すことで事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させるようなことは避けるべき。
- 臨時的任用職員については、特にフルタイムの臨時的任用を繰り返すことによって、事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させるようなことは避けるべき。

2 勤務条件について

(1) 報酬等

- 報酬及び費用弁償(通勤費用相当分)を支給：職務の内容と責任に応じて適切に水準を決定すべき。
- 労働基準法が適用される非常勤職員に対し、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する必要(同法第37条)。
- (2) 休暇等その他の勤務条件
- 労働基準法上の休暇(年次有給、産前産後)等を適用。また、社会保険・労働保険の適用について、要件に則って適切に行うこと。
- 育児・介護休業法に基づく措置(子の看護休暇、介護休暇等)について、要件に則って適切に行うこと。

※改正育児・介護休業法(平成21年6月24日成立)において、民間有期雇用者に認められる最低基準の保障との均衡を踏まえた形で法律上明記。

3 再度の任用について

- 任期の終了後、再度、同一の職務内容の職に任用されること自体は排除されない；あくまで「新たな職に改めて任用された」と整理(平等主義や成績主義を踏まえた能力の実証等を経る)
- その場合であっても、同一の者が長期にわたって同一の職務内容の職とみなされる臨時・非常勤の職に繰り返し任用されることは、臨時・非常勤職員としての身分及び処遇の固定化などの問題を生じさせるおそれがあることに留意が必要
- 職務内容や責任等が同じ再度任用であれば報酬額は同一；職務内容や責任等が変更された場合には、異なる職への任用となり、報酬額の変更はあり得る。

II 任期付短時間勤務職員の任用等について

- 1 現行制度の趣旨確認
 - 常勤職員と同様の本格的業務に従事、給料及び手当を支給、3年～5年の任期が保障されうる。
- 2 制度活用及びその際の留意点
 - 現在、臨時・非常勤職員制度により対応している具体的な任用事例について、本格的な業務に従事することができ、かつ、複数年にわたる任期設定が可能である場合には、任期付短時間勤務職員制度の活用についても検討。
 - 競争試験又は選考による能力の実証を経れば、再度の任用も可能。
 - 任期中の昇給はないが、再度任用の際に、職務内容や責任等が変更される場合には、額の変更はありうる。

事 務 連 絡

平成26年1月29日

各都道府県人事担当課
各政令指定都市人事担当課 } 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格の取扱いについて

厚生労働省から「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて」（平成26年1月17日厚生労働省保険局保険課長・年金局事業管理課長）が日本年金機構事業管理部門担当理事あてに別添のとおり通知されましたので、その取扱いに遺漏のないようよろしくお願いします。

担当：福富、福島
電話：03-5253-5557

事務連絡
平成26年1月29日

各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格の取扱いについて

厚生労働省から「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて」（平成26年1月17日厚生労働省保険局保険課長・年金局事業管理課長）が日本年金機構事業管理部門担当理事あてに別添のとおり通知されました。

つきましては、その取扱いに遺漏のないよう貴都道府県内の市町村の人事担当課に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

担当：福富、福島
電話：03-5253-5557

保保発0117第2号
年管管発0117第1号
平成26年1月17日

日本年金機構 事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省 保険局 保険課長
〔 公 印 省 略 〕

厚生労働省 年金局 事業管理課長
〔 公 印 省 略 〕

厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約
又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて

厚生年金保険及び健康保険の被保険者は、適用事業所と常用的使用関係にある者であり、事業主との間の事実上の使用関係が消滅した場合に被保険者資格が喪失します。この使用関係の有無等は、契約の文言のみを見て判断するのではなく、就労の実態に照らして個別具体的に判断する必要があるところです。

有期の雇用契約又は任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の使用関係が中断することなく存続していると、就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要があります。

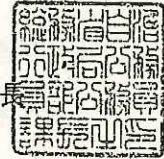
上記について、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格の取扱いに際してご留意いただくとともに、適用事業所等に対する適切な周知・指導等にご配慮いただきますよう、お願いいたします。

総行公第12号

平成26年1月31日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各人事委員会事務局長 } 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長



大学生等の就職・採用活動時期の後ろ倒しに伴う平成27年度以降
の地方公務員採用試験の日程について

大学生等の就職・採用活動時期については、学修時間の確保や教育の充実を図る等のため、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、平成27年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動時期の変更に向けた方針が示されたほか、平成25年4月には安倍内閣総理大臣が経済界との意見交換会において、民間企業の採用選考活動の開始時期を遅らせることについて協力を要請したところであり、これらを受けて日本経済団体連合会では、平成28年度入社以降の民間企業の採用選考活動を対象とした「採用選考に関する指針」を平成25年9月に改定しました。

また、国家公務員採用試験については、平成25年5月、稲田再チャレンジ担当大臣から人事院総裁に対し、国家公務員採用試験の見直しに向けた必要な措置をとるよう要請し、これを踏まえ、人事院が平成27年度为国家公務員採用試験の日程の方針を本日付けで公表しました。

地方公務員採用試験については、これまで、民間企業の採用選考活動の時期や国家公務員採用試験の日程等を参考にしつつ、各地方公共団体において日程を決定し、試験が実施されてきたところですが、平成27年度以降の採用試験の実施に当たっては、上記の動向も踏まえ、適切に対応いただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村等に対しても、この旨周知願います。

連絡先

公務員課公務員第四係 小野寺、尾崎

電話 03-5253-5544 (直通)

日本再興戦略-JAPAN is BACK-
(平成25年6月14日閣議決定) (抄)

2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑤若者・高齢者等の活躍推進

○若者の活躍推進

- ・学修時間の確保、留学等促進のための、2015年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動開始時期変更（広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に開始し、その後の採用選考活動については、卒業・修了年度の8月1日以降に開始）について、中小企業の魅力発信等、円滑な実施に向けた取組を行う。

⑦グローバル化等に対応する人材力の強化

○意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与

- ・就職・採用活動開始時期変更【再掲】を行うほか、多様な体験活動の促進に資する秋季入学に向けた環境整備を行う。

平成26年1月31日

平成27年度における国家公務員採用試験日程の後ろ倒し等について

人事院は、国家公務員採用試験日程について、平成27年度から一部後ろ倒しを行うこととしました（参考資料1）。

これは、学生の学修時間の確保や教育の充実、海外の大学等への留学等を推進するため、平成27年度大学卒業・修了予定者から民間企業等の採用選考活動が8月1日以降に変更されることに伴い、国家公務員採用試験の日程についても必要な措置を講ずることとしたものです。

具体的には、総合職試験について、現在の日程から1箇月程度後ろ倒しとし、第1次試験を5月24日（平成26年度は4月27日）に実施し、最終合格者発表日を7月末（平成26年度は6月23日）とする予定です。

また、一般職試験（大卒程度試験）と専門職試験（大卒程度）についても、総合職試験日程の後ろ倒しに合わせて、最終合格発表日を若干後ろ倒しとする予定です。

なお、高卒程度の試験については、現在の日程と同時期に実施する予定です。

※ 平成27年度に実施する国家公務員採用総合職試験からは、昨年12月27日に公表したとおり、外部英語試験を活用することとしています（詳細は参考資料2のとおりです。）。

問 合 せ 先	人事院人材局 参事官	佐藤 昌博
		企画課人事交流企画官 若林 大督
		電話 (03)3581-7722(直通)
		(03)3581-5311(内線)2312

平成27年度国家公務員採用試験（院卒者試験、大卒程度試験）の日程

【総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）】

申込受付期間（インターネット）	4月1日(水)～4月8日(水)
第1次試験日	5月24日(日)
第2次試験日（筆記）	6月28日(日)
第2次試験日（政策課題討議・人物）	7月上旬～7月中旬
最終合格者発表日	7月末

（※ 現在秋に実施している院卒者試験（法務区分）及び大卒程度試験（教養区分）はこれまでと同様、秋に実施）

【一般職試験（大卒程度試験）】

申込受付期間（インターネット）	4月9日(木)～4月20日(月)
第1次試験日	6月14日(日)
第2次試験日（人物）	7月下旬～8月上旬
最終合格者発表日	8月下旬

【専門職試験（大卒程度）】

申込受付期間（インターネット）	4月1日(水)～4月13日(月)
第1次試験日	6月7日(日)
第2次試験日（人物）	7月中旬～7月下旬
最終合格者発表日	8月下旬

（※ 専門職試験（大卒程度）とは、皇宮護衛官（大卒程度）、法務省専門職員（人間科学）、財務専門官、国税専門官、食品衛生監視員、労働基準監督官、航空管制官の各採用試験をいう。）

※ 平成27年度の官庁訪問開始時期等については、追って決定され次第、公表する予定です。

平成27年度国家公務員採用試験日程のイメージ

総合職試験（院卒者・大卒程度（法務区分・教養区分を除く。））

	4月			5月			6月			7月			8月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
平成26年度日程	受付 4/1(火)~4/8(火)			第1次試験 4/27(日)			試験 第2次試験(筆記) 5/25(日)			試験 第2次試験(人物) 5/27(火)~6/13(金)			試験 最終合格者発表 6/23(月)		
平成27年度日程 (予定)	受付 4/1(水)~4/8(水)			第1次試験 5/24(日)			試験 第2次試験(筆記) 6/28(日)			試験 第2次試験(人物) 7月上旬~中旬			試験 最終合格者発表 7月末		

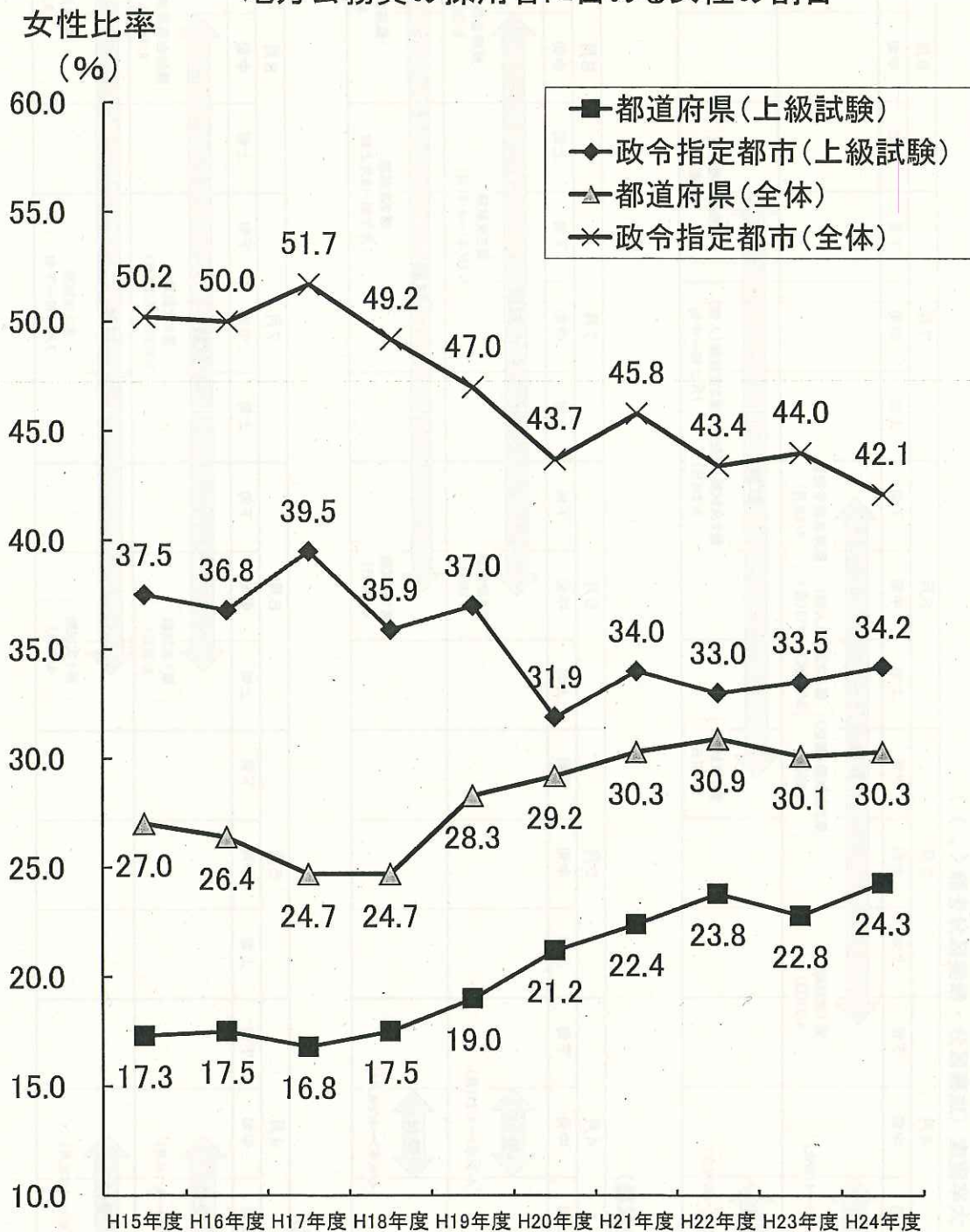
一般職試験（大卒程度試験）

	4月			5月			6月			7月			8月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
平成26年度日程	受付 4/9(水)~4/21(月)			第1次試験 6/15(日)			試験 第2次試験 7/16(水)~8/4(月)			試験 最終合格者発表 8/20(水)					
平成27年度日程 (予定)	受付 4/9(木)~4/20(月)			第1次試験 6/14(日)			試験 第2次試験 7月下旬~8月上旬			試験 最終合格者発表 8月下旬					

専門職試験（大卒程度）

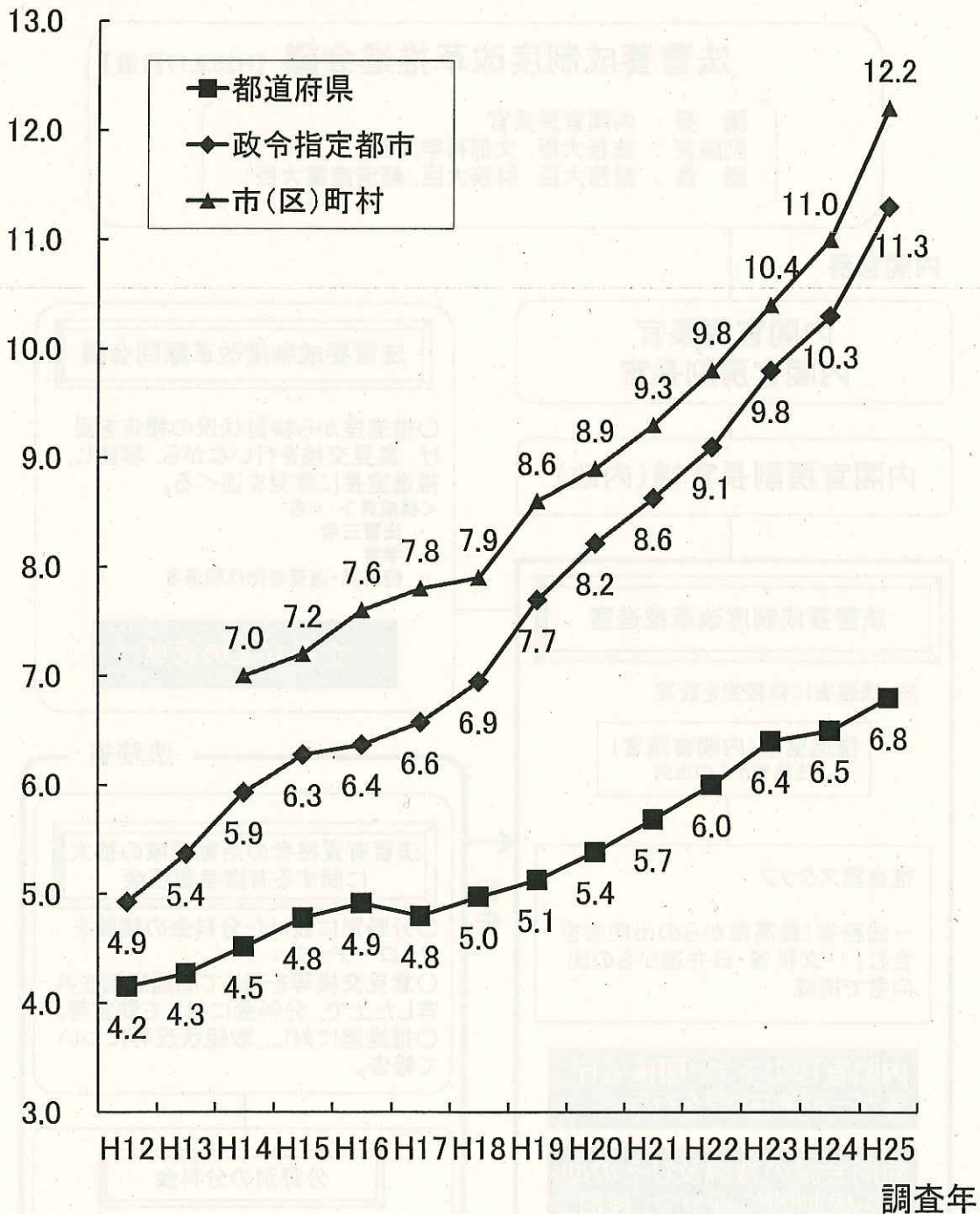
	4月			5月			6月			7月			8月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
平成26年度日程	受付 4/1(火)~4/14(月)			第1次試験 6/8(日)			試験 第2次試験 7/9(水)~7/23(水)			試験 最終合格者発表 8/20(水)					
平成27年度日程 (予定)	受付 4/1(水)~4/13(月)			第1次試験 6/7(日)			試験 第2次試験 7月中旬~下旬			試験 最終合格者発表 8月下旬					

地方公務員の採用者に占める女性の割合



※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成25年度)」より

女性比率 管理職(本庁課長相当職以上)に占める女性の割合
(%)



※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成25年度)」より